

【広報資料】

平成26年の「不正行為」について

平成26年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成26年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成26年に「不正行為」を通知した機関は241機関であり、これらは全て団体監理型での受入れによるもので、受入れ機関別では、監理団体が23機関（9.5%）、実習実施機関が218機関（90.5%）である。

平成25年の230機関と比較すると4.8%の増加、平成24年の197機関と比較すると22.3%の増加であり、現行制度が施行された平成22年以降の推移としては、漸増傾向にある。

※ 入国管理局においては、技能実習制度の適正化のため、これまで次の措置を講じている。

- ① 平成22年7月、現行制度が施行され、技能実習生が入国1年目から労働関係法令の適用を受けることとされ、監理団体による一定時間以上の講習の実施、実習実施機関に対する訪問指導、技能実習生からの相談に対応する体制の構築、「不正行為」による受入れを認めない期間を伸長するなどによって、研修生・技能実習生の保護の強化を図った。
- ② 平成24年11月、法務省令の改正を行い、監理団体、実習実施機関が「不正行為」を行った場合に、地方入国管理局等に報告することを基準適合性の要件として追加するなどし、研修生・技能実習生の保護の強化を図った。
- ③ 平成25年12月、同年4月の行政評価・監視結果報告書による指摘を受けて、監理団体による監査の適正化を図るため、監査の視点、手順、方法等をより具体的に示すとともに、監査が適切に行われなかった場合に適用される不正行為について具体化・明確化を図ることとし、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を改訂した。

(表1) 受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
企業単独型		7	2	3	2	0	0	0
団体 監理型	監理団体 (第一次受入れ機関)	29	34	17	14	9	20	23
	実習実施機関 (第二次受入れ機関)	416	324	143	168	188	210	218
計		452	360	163	184	197	230	241

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知

平成24年、同25年に引き続き、「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はない。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体（第一次受入れ機関）の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成26年に「不正行為」を通知した23機関のうち22機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体（第一次受入れ機関）の種類別「不正行為」機関数

	平成24年	平成25年	平成26年
事業協同組合	7	18	22
農業協同組合	2	2	1
商工会	0	0	0
その他の団体	0	0	0
計	9	20	23

② 実習実施機関（第二次受入れ機関）の業種別「不正行為」機関数（表3）

平成26年に「不正行為」を通知した218機関を業種別でみると、「農業・漁業関係」が88機関（40.4%）と最も多く、次いで、「繊維・衣服関係」が76機関（34.9%）と続いており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 実習実施機関（第二次受入れ機関）の業種別「不正行為」機関数

	平成24年	平成25年	平成26年
農業・漁業関係	75	79	88
繊維・衣服関係	71	75	76
食品製造関係	21	15	11
建設関係	8	16	16
機械・金属関係	4	7	12
その他	9	18	15
計	188	210	218

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数（表4，5）

平成26年に「不正行為」を通知した241機関について、類型別にみた通知件数は、350件であるところ（一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。），「賃金等の不払」が142件（40.6%）と最も多く、次いで、「講習期間中の業務への従事」が74件（21.1%），「技能実習計画との齟齬」が32件（9.1%）と続いている。

「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反は165件（47.1%）であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に現行制度が施行されたが、現行制度施行前に行われた行為については、現行制度施行前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」（以下「旧指針」という。）に基づき「不正行為」を通知し、現行制度施行後に行われた行為については、現行の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年に、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成24年			平成25年			平成26年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	3	3	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	1	9	10	1	86	87	0	32	32
名義貸し	名義貸し	10	8	18	0	16	16	0	21	21
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	2	5	7	1	13	14	0	29	29
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	2	1	3	1	2	3	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	19	0	109	0	0	102	0	1	151
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			2	
	賃金等の不払		90			99			142	
	人権を著しく侵害する行為		0			2			6	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	3	0	0	7	0	2	4
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		3			7			2	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	5	5	0	8	8	0	11	11
労働関係法規違反	労働関係法令違反	58	25	83	2	23	25	0	23	23
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	1	0	1	0	3	3
	保証金の徴収等		0	0		2	2		2	2
	講習期間中の業務への従事		0	0		79	79		74	74
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		2	2		19	19		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		92	148	240	6	360	366	0	350	350

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表7) までにおいても同じ。

(表5) 平成26年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	1	0	1
旅券・在留カードの取上げ	0	0	2	2
賃金等の不払	0	0	142	142
人権を著しく侵害する行為	0	4	2	6
偽変造文書等の行使・提供	0	18	11	29
保証金の徴収等	0	0	2	2
講習期間中の業務への従事	0	7	67	74
二重契約	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	0	9	23	32
名義貸し	0	2	19	21
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		2	2
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査, 相談体制構築等の不履行」		2		2
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	2	9	11
労働関係法令違反	0	0	23	23
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	1	2	3
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	0	46	304	350

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

平成24年, 同25年に引き続き, 「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はない。

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体(第一次受入れ機関)に係る類型別「不正行為」件数(表6)

平成26年に「不正行為」を通知した23機関について, 類型別にみた通知件数は, 46件である。全て現行の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知したものであり, 「偽変造文書等の行使・提供」が18件(39.1%)と最も多く, 次いで, 「技能実習計画との齟齬」が9件(19.6%), 「講習期間中の業務への従事」が7件(15.2%)と続いている。

(表6) 監理団体(第一次受入れ機関)に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成24年			平成25年			平成26年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	0	1	1	1	13	14	0	9	9
名義貸し	名義貸し	1	1	2	0	0	0	0	2	2
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	1	3	4	1	8	9	0	18	18
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0	0	1	0	1	5
	旅券・在留カードの取上げ		0			0				
	賃金等の不払		0			0				
	人権を著しく侵害する行為		0			1			4	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	3	0	/	7	0	/	2
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		3			7			2	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	2	2
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	1	0	1	0	1	1
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	講習期間中の業務への従事	/	0	0	/	10	10	/	7	7
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	1	1	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		2	8	10	3	40	43	0	46	46

② 実習実施機関（第二次受入れ機関）に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成26年に「不正行為」を通知した218機関について、類型別にみた通知件数は、304件である。全て現行の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知したものであり、「賃金等の不払」が142件（46.7%）と最も多く、次いで、「講習期間中の業務への従事」が67件（22.0%）、「技能実習計画との齟齬」及び「労働関係法令違反」がいずれも23件（7.6%）と続いている。

（表7）実習実施機関（第二次受入れ機関）に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成24年			平成25年			平成26年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	3	3	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	1	8	9	0	73	73	0	23	23
名義貸し	名義貸し	9	7	16	0	16	16	0	19	19
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	1	2	3	0	5	5	0	11	11
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	2	1	3	1	2	3	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	19	0	109	0	0	101	0	0	146
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			2	
	賃金等の不払		90			99			142	
	人権を著しく侵害する行為		0			1			2	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	5	5	0	8	8	0	9	9
労働関係法違反	労働関係法令違反	58	25	83	2	23	25	0	23	23
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	2	2
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	2	2	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	0	0	/	69	69	/	67	67
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	2	2	/	18	18	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		90	140	230	3	320	323	0	304	304

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成26年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例1】 監理団体は、農業を営む実習実施機関に対し、技能実習生に対する割増賃金を支払わないよう指示していたところ、18機関について、技能実習生に対し時間外労働に対して契約で定めた割増賃金の不払があったことが認められ、その額は最も多い機関で240万円であった。

【事例2】 縫製業を営む実習実施機関は、技能実習生3名につき、それぞれ平成21年11月から平成24年8月までの賃金の一部（約347万円）及び平成24年9月から同年11月までの賃金（約50万円）の不払があったことが認められ、その額は各人につき計約397万円であった。

○ 講習期間中の業務への従事

「講習期間中の業務への従事」とは、技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させていた場合である。

【事例】 監理団体は、縫製業を営む実習実施機関の働きかけに応じて、技能実習生の入国後の講習期間を大幅に短縮して技能実習生を実習実施機関に配属し、実習実施機関は、その間、技能実習生を実習実施機関の業務に従事させた。

○ 技能実習計画との齟齬

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例1】 食肉加工業等を営む実習実施機関は、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の技能実習を実施するとして技能実習生を受け入れていたが、同技能実習に必要な乾燥、薫製、加熱等を行う設備を有していなかったほか、同技能実習の作業に必要な食肉製品製造業の営業許可も取得しておらず、実際、技能実習生は主に荷物の受入れ、商品整理、畜肉のカット作業に従事していたもので、同技能実習を技能実習計画どおりに実施していなかった。

【事例2】 監理団体は、平成22年12月から平成24年1月までに受け入れた傘下実習実施機関24機関の技能実習生計97名に対し176時間の講習を実施するとしたが、実際は4機関の技能実習生を除き、多い機関でも148時間しか実施しておらず、また、国等からの援助・指導として警察署等から講師の派遣を

受けるとしたが派遣を受けていなかったなど、技能実習計画どおりに講習を実施していなかった。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、研修生・技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 食品製造業を営む実習実施機関に在籍する技能実習生と送出し機関との間に、妊娠した場合には帰国することを定めた「保証書」が交わされていたところ、技能実習生が妊娠すると、監理団体は送出し機関の要請に従い、技能実習生の意思に反して即日帰国させようとし、かつ、流産の危険性があることを知りながら、約5時間にわたり外部との連絡を遮断して監視下に置いた。

○ **人権を著しく侵害する行為**

「人権を著しく侵害する行為」とは、研修生・技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 農業又は食品加工業を営む実習実施機関に在籍する各技能実習生は、それぞれ銀行口座を有し同口座には毎月の賃金のうち6万円が入金されていたところ、もともと、各口座は、監理団体の職員が勝手に開設の手続を行ったもので、口座開設後、監理団体は、各技能実習生の通帳、印鑑、キャッシュカードを事務所に保管し、一方で技能実習生は通帳の存在（口座開設の事実）や暗証番号も知らされていない等、当該口座に入金された賃金を自由に引き出すことができなかった。

○ **偽変造文書等の行使・提供**

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 監理団体は、①3月につき少なくとも1回行うこととされている監査や、②「技能実習1号」の期間中、1月につき少なくとも1回行うこととされている確認や指導を、縫製業を営む実習実施機関に対して、いずれも所定の回数を行っていないにもかかわらず、適正に実施したかのように虚偽の内容を記載した監査結果報告書を地方入国管理局に提出した。

○ **労働関係法令違反**

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について重大な違反があった場合である。

【事例】 機械加工業を営む実習実施機関は、もともと送出し機関の駐在員が技能実習生から毎月集金していたのに代わって毎月4万円を「貯蓄金」として預かっていたところ、技能実習生が「貯蓄金」の返還を求めているにもかかわらず、送出し機関の指示のままにこれを遅滞なく返還しなかったもので（労基法18条5項違反）、その額は技能実習生計2名で計約100万円に達するものであった。